

河北町国土強靱化地域計画(案)【概要版】

I はじめに (P.1~)

1 計画策定の趣旨

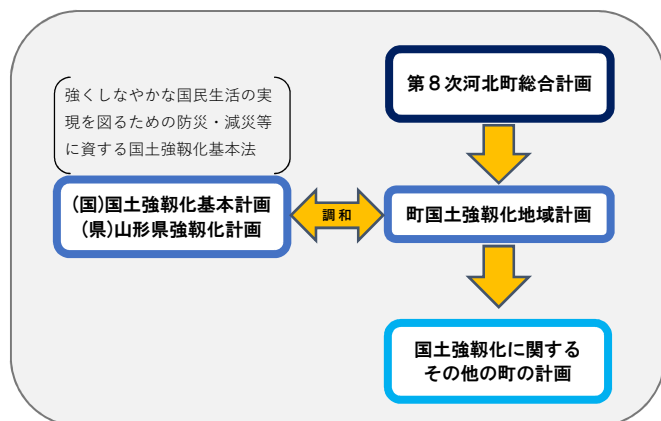
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、激甚化、頻発化する災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するために策定するもの。

「国土強靱化」とは…

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会システムを平時から構築すること。

2 計画の位置づけ

本計画は国土強靱化に関して、町の各種計画等の指針となるものである。



3 計画の期間

策定の日から令和8年度までの概ね5年間とする。
なお、計画期間中においても、河北町総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

II 国土強靱化の基本的な考え方 (P.2~)

1 河北町における国土強靱化の理念

災害等への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超え、まちづくり・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進する。

2 基本目標

国・県の計画における基本目標をふまえ、次の4点を設定。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、過去の災害から得られた教訓等を最大限活用しながら、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等国土の強靱化を推進するための基本的な方針を示す。

4 想定される大規模自然災害

本町の地域特性と、近年の災害による被害、また、想定される地震、洪水、内水氾濫、土砂災害、大雪等の自然災害リスクを整理した他、自然災害以外の特殊災害についても記載。

III 脆弱性評価 (P.5~)

国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」及び45の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を参考とし、本町の地域特性をふまえ、8つの「事前に備えるべき目標」及び33の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

※【概要版】P.2参照

脆弱性評価の実施手順

- ① 想定するリスクシナリオを設定(33シナリオ)
- ② リスクシナリオごとに必要な施策、課題等を洗い出し
- ③ リスクシナリオの回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を実施

※脆弱性評価結果は【本編】P.29~【別表1】参照

IV 強靱化に向けた施策推進方針 (P.8~)

施策推進方針の整理

脆弱性評価結果をふまえ、リスクシナリオごとに洗い出された施策を、各課等の所管する業務等を参考に以下の11の施策分野を設定し分類した。

《施策分野》

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 行政機能(消防含む) | (2) 危機管理 |
| (3) 建築住宅 | (4) 交通基盤 |
| (5) 国土保全 | (6) 保健医療・福祉 |
| (7) ライフライン・情報通信 | (8) 産業経済 |
| (9) 農林水産 | (10) 環境 |
| (11) リスクコミュニケーション | |

※施策分野ごとの施策推進方針は【概要版】P.3参照

※具体的事業一覧は【本編】P.45~【別表3】参照

V 計画の推進 (P.28~)

計画の進捗管理と見直し

本計画に位置付けた施策の推進にあたっては、本計画を指針として、国の支援制度を計画的かつ効果的に活用しながら進めるとともに、その進捗管理についてはPDCAサイクルの実践により行っていく。

また今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとする。

■ 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガス・サプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-5	風評被害等による地域経済活動への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 施策分野(11分野)ごとの代表的施策推進方針

※(再) = (再度掲載)

(1) 行政機能(消防含む)		(2) 危機管理			
<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等の耐震化・維持管理等の推進 ○災害時に防災拠点となる施設の整備の推進 ○被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進 ○避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進 ○町の業務継続に必要な体制の整備 ○IT部門における業務継続体制の整備 ○緊急車両、病院に供給する燃料の確保 ○災害時における行政機関相互の通信手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報伝達手段の確保 ○災害時における住民への情報伝達 ○大規模災害時における広域連携の推進 ○広域防災拠点の整備 ○支援物資の供給等に係る体制の整備 ○消防関係施設等の耐震化・老朽化対策の推進 ○大規模災害時の消防力の確保 ○C B R N E 災害等対策用資機材の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水ハザードマップの周知 ○避難指示等の具体的な発令基準の策定 ○タイムラインの運用 ○治水対策の推進 ○土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ○土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定 ○ため池の耐震化・ハザードマップの周知 ○災害時における行政機関相互の通信手段の確保(再) ○災害情報伝達手段の確保(再) ○災害時における住民への情報伝達(再) ○土砂災害緊急情報等避難に資する情報伝達体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線モニタリングの実施 ○原発事故発生時の初動対応の強化 ○町の業務継続に必要な体制の整備(再) ○孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保 ○緊急車両、病院に供給する燃料の確保(再) ○大規模災害時における広域連携の推進(再) ○自衛隊・警察・消防との連携強化 ○広域防災拠点の整備(再) ○支援物資の供給等に係る体制の整備(再) ○「道の駅」の防災拠点化の整備 ○災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪災害時の災害救助法の適用 ○被災者生活再建支援制度の拡充 ○地域コミュニティの維持 ○自主防災組織の育成強化等 ○災害時の要配慮者支援の促進 ○避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(再) ○食料等の備蓄 ○文化財の保存・防災対策の推進 	
(3) 建築住宅		(4) 交通基盤		(5) 国土保全	(6) 保健医療・福祉
<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(再) ○災害時に防災拠点となる施設の整備の推進(再) ○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ○公営住宅等の老朽化対策の推進 ○緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策の推進 ○がけ地近接等危険住宅の安全確保の推進 ○家具の転倒防止対策の推進 ○事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路及び地域高規格道路等の整備 ○緊急輸送道路等の整備・確保 ○道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進 ○孤立集落アクセスルートの確保 ○路線バス等地域公共交通の確保 ○暴風雪時における的確な道路管理の推進 ○道路の防雪施設の整備 ○道路の除雪体制等の確保 ○避難路・防災拠点施設の機能強化 ○「道の駅」の防災拠点化の整備(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・農業用施設等の保全管理の推進 ○治水対策の推進(再) ○河川管理施設の維持管理 ○都市部における内水浸水対策の推進 ○土砂災害に対する警戒避難体制の整備(再) ○土砂災害緊急情報等避難に資する情報伝達体制の整備(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関での非常時対応体制の整備 ○透析医療機関での非常時対応体制の整備 ○医療・社会福祉施設等における食料等の備蓄促進 ○災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備 ○ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実 ○防疫対策の推進 	
(7) ライフライン・情報通信	(8) 産業経済	(9) 農林水産		(10) 環境	(11) リスクコミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー供給事業者との連絡強化 ○再生可能エネルギーの導入拡大 ○上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○災害時における応急給水体制等の整備 ○下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進 ○農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進 ○合併処理浄化槽への転換促進 ○情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備 ○災害時における住民への情報伝達(再) ○IT部門における業務継続体制の整備(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の事業継続計画(BCP)の策定促進 ○産業施設の防災体制の充実強化 ○エネルギー供給事業者との連絡強化(再) ○再生可能エネルギーの導入拡大(再) ○風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料生産基盤の整備 ○食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止 ○農地・農業用施設等の保全管理の推進(再) ○農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進 ○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進 ○ため池の耐震化・ハザードマップの周知(再) ○農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質の拡散・流出防止対策の推進 ○危険物施設の耐震化の推進 ○災害廃棄物処理計画の策定・運用 ○経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援 ○再生可能エネルギーの導入拡大(再) ○放射線モニタリングの実施(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の充実 ○雪下ろし事故を防止するための注意喚起 ○食料等の備蓄(再) ○防災訓練の充実 ○災害時の要配慮者支援の促進(再) ○災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(再) ○建設関係団体との連携強化 ○復旧・復興を担う人材の育成 	